



平成21年11月1日から

高知県警察では運転免許証を

ICカード化します

氏名	高知 ポリン	昭和58年11月1日生
本籍		
住所	高知県高知市丸ノ内2丁目4番30号	
交付	平成21年11月01日	02001
有効期限	平成26年12月01日まで有効	
免許の条件等	中型車は中型車(8t)に限る	
優良	[優良]	
番号	第 830499999010	号
二種	平成00年00月00日	種 - 中型
他	平成16年10月14日	種 -
二種	平成00年00月00日	種 -

本籍欄は空欄になります

暗証番号が必要となります
暗証番号はICチップ内の情報を守ります。



この部分にICチップが内臓されます

本籍・顔写真・免許種別・免許条件などが記録されます。

高知県警察本部

【お問い合わせ】運転免許センター ☎088-893-1221
中村警察署 ☎34-0110

ICカード化による主なメリット

- 偽造・変造の防止
ICチップに運転免許証の記載事項等を記録することにより、運転免許証の偽造・変造がきわめて困難になります
- プライバシーの保護
本籍を運転免許証には表示せず、ICチップのみに記録することにより、免許保有者のプライバシーが保護されます。

裁判員制度シリーズ⑧

【お問い合わせ】高知地方裁判所 ☎088-822-0340

Q8

どれくらいですか？
裁判員等には選ばれる確率は



A8 だいたい3,500人に1人と見込まれています。

裁判員を選ぶ選任手続のために何人の裁判員候補者に来ていただくかは、個々の事件ごとに、裁判所が決めることとなります。仮に通常の事件で50人程度、審理に多くの日数を要する事件で100人程度の裁判員候補者を選んだとした場合、平成17年の裁判員制度の対象となる事件が全国で約3,600件であったことを前提に試算すると、1年間に18万人～36万人の方に裁判所に来ていただくこととなります。確率で言うと、全国で1年当たり、全有権者のうち、実際の事件ごとに裁判員候補者として裁判所に来ていただく方は約300～600人に1人程度(0.18～0.35%)、そして、実際に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただくのは約3,500人に1人程度(0.03%)となります。